

広島県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十五年六月二十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年六月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
		新	旧			
三次市君田町泉吉田字橋ヶ頭二八〇番一 地先から 三次市君田町泉吉田字橋ヶ頭二七八番一 地先まで		○	○	二二・〇〇 〇〇 〇〇	一一〇・〇〇	拡幅 県道庄原作木 線と重複
		〽	〽			

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原作木線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
		新	旧			
三次市君田町泉吉田字大見残二六番一 地先から 三次市君田町泉吉田字大見残二七番一 地先まで		○	○	一一三・〇〇 〇〇 〇〇	一一〇・〇〇	拡幅 県道三次高野 線と重複
		〽	〽			